

地方独立行政法人三重県立総合医療センターにおける 第一期中期目標終了時の検討について

1. 趣旨

地方独立行政法人法上、中期目標期間の終了時において、設立団体の長は、

○法人の業務を継続させる必要性

○法人の組織のあり方・その他組織及び業務の全般

について検討を行い、所要の措置を講ずる必要がある。

また、同条第2項に、検討にあたっては評価委員会の意見を聴くことが定められている。今回、この検討に関して評価委員会の意見をお伺いするものである。

【参考】地方独立行政法人法（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2. 方針

平成24年12月20日に地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会で決定された「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務の実績に関する評価基本方針6. 評価結果の活用」において、業務の継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討を行うにあたって、評価委員会の意見を述べる際には中期目標期間の各事業年度の評価結果及び中間総括の評価結果等を踏まえることとしている。

このため、第一期中期目標期間でこれまで実施してきた平成24年度から27年度までの年度評価結果及び平成27年11月に総括（中期計画進捗状況の調査・分析）いただいた中間総括結果を参考に、法人の中期目標期間終了時の検討を行いたい。

3. これまでの評価委員会による主な評価結果

I 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【注目される主な取組とその成果】

- がん医療に対する人材育成及び体制強化・充実により、がん手術件数、がん相談件数の増加など成果を上げているとともに内視鏡センターの稼働による検査体制の強化を図っている。
- 3.0T（テスラ）のMRI診断装置を導入するなど高度な医療機器や先進的技術の導入により高水準の医療提供の実現を図っている。
- 「災害対策室」を常設化して、大規模災害訓練の企画運営、対策マニュアルの改訂、DMAT隊員の技能維持・向上を図っている。
- 平成25年6月に地域支援病院の承認を取得し、紹介患者の受入・逆紹介を積極的に進め紹介患者は増加。またセミオープンベッド利用率も上昇し、登録医も増加している。

【意見・指摘等】

- 地域がん診療連携拠点病院の基準を満たせず、その指定が更新されなかったことは残念である。再度、指定を受けられるよう様々な取組が求められる。
- 救急患者受入数が目標値を下回ったため、三次救急医療を担う医療機関として、さらなる救急患者受入体制の充実を図る必要がある。
- 診療後の待ち時間短縮に向けた取組について、一定の成果が認められるが、今後は診療における待ち時間短縮を図るための人員配置の効率化に期待する。

○研修医が学ぶために適した環境づくりを、組織としてさらに努力を重ねることで研修医の確保だけでなく、研修終了後の医師が当院に勤務することにつながることを期待する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【注目される主な取組とその成果】

- 小児・周産期医療の強化のための看護師等の配置増、病棟看護師の変則三交代勤務の導入、給与・財務システムの運用による事務局職員の時間外勤務の削減を行った。
- 技術習得支援や時間外勤務時間数の削減推進、福利厚生としてのコンビニエンスストアの設置、手当の見直しなど職員の声を考慮した就労環境の改善を図っている。

【意見・指摘等】

- 職員アンケート調査における医師の回答率を上げる工夫を行っていただきたい。ワークライフバランスは看護部のみならず、病院全体の職員への取組へ発展させていただきたい。
- 収入の確保のため引き続き、稼働病床及び病床利用率を増やすこと、並びに平均在院日数、診療報酬査定率及び未収金の経営努力を期待したい。

III 財政内容の改善に関する事項

【注目される主な取組とその成果】

- 入院収益及び外来収益は法人化以後順調に増加しており、様々な業務改善の取組が継続的な収益増加につながっているものとうかがえる。

【意見・指摘等】

- 平成 27 年度実績で医業収益は増加したものの、人件費及び材料費の増加により経常収支比率が 97.2%となり、地方独立行政法人化後 4 年目で赤字となった。材料費・軽費の削減に努め、経常収支比率 100%を目指していただきたい。

IV その他業務運営に関する重要事項

【注目される主な取組とその成果】

- NICU と GCU を増床したほか、早期に母体・胎児の状態を把握するための母体・胎児診断センターを運用するなど、周産期医療の充実に努めるとともに、基幹災害拠点病院として災害対策室を常設設置し、北勢保健医療圏の中核病院として積極的に取り組んでいる。

【意見・指摘等】

- ICT を利用した ID リンク（三重県医療安心ネットワーク）の取組による病診連携がさらに促進されることを期待したい。

4. 中期目標期間終了時の検討及び措置（案）

(1) 業務を継続させる必要性について

各事業年度の評価結果において、中期計画の達成に向けて順調に進んでいると評価されている。

また、地方独立行政法人化以後も、がん医療をはじめとする高度医療や周産期医療について医療提供体制を充実するとともに、地域医療支援病院（平成 25 年 6 月承認）として、医療機関等との連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献しており、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、基幹災害拠点病院、第二種感染症指定医療機関などの機能を有しながら本県の政策医療の拠点として重要な役割を担っていると評価されていることなどから、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を継続することは適当とする。

(2) 法人の組織のあり方・その他組織及び業務の全般にかかる課題等について

これまで、評価委員会においてご意見やご指摘等を受けたことに関して、所要の取組が進められるべきと考えている。これらの取組の必要性を県から法人に対して指示し、次期中期計画への反映を求めたい。